70歳以上の皆さまへ(※)

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わりました

（※）65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒ 平成30年8月から、上限額（月ごと・70歳以上）が下の表のように変わりました。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご留意ください。

年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方はご注意ください！！

※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での**支払が高額になる可能性**がある方は**必ず**、市区町村窓口にて、**「限度額適用認定証」の交付を申請**してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。
（ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。）

平成30年7月までの上限額（70歳以上）

	適用区分	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得145万円以上の方	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%〈多数回 44,400円（※2）〉
一般	課税所得145万円未満の方（※1）	14,000円（年間の上限144,000円）	57,600円〈多数回44,400円（※2）〉
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯（※3）	8,000円	24,600円
住民税非課税	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）（※3）	8,000円	15,000円

平成30年8月からの上限額（70歳以上）

適用区分	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
Ⅲ 課税所得690万円以上の方	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%〈多数回 140,100円（※2）〉	
Ⅱ 課税所得380万円以上の方	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%〈多数回 93,000円（※2）〉	
Ⅰ 課税所得145万円以上の方	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%〈多数回 44,400円（※2）〉	
課税所得145万円未満の方（※1）	18,000円（年間の上限144,000円）	57,600円〈多数回44,400円（※2）〉
Ⅱ 住民税非課税世帯（※3）	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）（※3）	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

（※1）世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
（※2）過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
（※3）住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

ポイント1

入院のご案内Ｐ１２は、「７０歳以上の方は限度額適用認定証を申請しなくても良い」となっていますが、今回から変更になりました。

ポイント2

年収（所得）等、限度額適用認定証発行についての詳細は、市区町村の窓口にてご確認をお願いいたします。

ＪＡ愛知厚生連 安城更生病院 ANJO KOSEI HOSPITAL